



長野労働局発表 (31-65)  
令和元年11月20日

担 当	長野労働局労働基準部
	賃金室長 大日方 康浩
	室長補佐 松本 政春
	TEL 026-223-0555 FAX 026-223-0591

## 長野県各種商品小売業最低賃金及び長野県印刷、製版業最低賃金が12月31日から改正されます

～長野県各種商品小売業最低賃金は時間額855円に～

～長野県印刷、製版業最低賃金は時間額850円に～

長野労働局長（中原 正裕）は、現行の長野県各種商品小売業最低賃金（以下「各種商品小売業最賃」といいます。）及び長野県印刷、製版業最低賃金（以下「印刷、製版業最賃」といいます。）を各種商品小売業最賃は20円引上げ時間額855円に、また、印刷、製版業最賃は23円引上げ850円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

- 1 各種商品小売業最賃の改正については、令和元年10月10日に長野地方最低賃金審議会（会長 岩崎 徹也 信州大学名誉教授）から、現行の時間額835円を20円引上げて855円（引上げ率2.40%）、また、印刷、製版業最賃の改正については、令和元年10月21日に現行の時間額827円を23円引上げ850円（引上げ率2.78%）、にそれぞれ改正することが適当である旨の答申があったところです。今般、答申内容の公示等所定の手続きを経て、各種商品小売業最賃を時間額855円、また、印刷、製版業最賃を時間額850円とする決定を行い、共に効力発生日は令和元年12月31日とする官報公示を本日（11月20日）行いました。
- 2 長野労働局では、今後、改正した各種商品小売業最賃及び印刷、製版業最賃の周知や支払の履行の確保を図ってまいります。

(参考)

長野県各種商品小売業最低賃金の改定額及び引上げ額の推移、対前年度引上げ率(過去5年)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最低賃金改定額	786円	800円	817円	835円	855円
対前年度引上げ額	13円	14円	17円	18円	20円
対前年度引上げ率	1.68%	1.78%	2.13%	2.20%	2.40%

(参考)

長野県印刷、製版業最低賃金の改定額及び引上げ額の推移、対前年度引上げ率(過去5年)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
最低賃金改定額	747円	781円	809円	827円	850円
対前年度引上げ額	—	34円	28円	18円	23円
対前年度引上げ率	—	4.55%	3.59%	2.22%	2.78%